

## 取締役会議事録

日 時： 平成 27 年 5 月 27 日 午前 10 時 40 分  
場 所： 当会社本店  
取締役総数： 3 名 出席取締役数： 3 名  
監査役総数： 1 名 出席監査役数： 1 名

上記のとおり出席があったので、取締役鈴木一郎は選ばれて議長となり、取締役会の開会を宣し直ちに議事に入った。<sup>1</sup>

### 第 1 号議案 代表取締役選定の件

議長は、本日開催の第 4 回定時株主総会において取締役全員が改選されたため、改めて代表取締役として下記の者を選定したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

なお、被選定者は即時就任を承諾した。<sup>2</sup>

記

代表取締役 鈴木一郎

### 第 2 号議案 役付取締役選定の件<sup>3</sup>

議長は、本日開催の第 4 回定時株主総会において取締役全員が改選されたため、改めて定款の規定に基づき社長として下記の者を選定したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

なお、被選定者は即時就任を承諾した。

記

社長 鈴木一郎

以上をもって本取締役会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、午前 11 時 00 分散会した。

<sup>1</sup> 社長や会長などの役付の取締役が改選(再選も含みます。)された場合、改めて選ばれるまでは役付取締役が存在しないこととなります。定款などで、役付取締役が議長となる旨を定めている例が一般的ですが、役付の取締役が改選された後の取締役会の開始時点においては、そのような規定は一時的に機能しないこととなりますので、本サンプルでは、議長は取締役の中から選ばれることを前提としています。

<sup>2</sup> 代表取締役変更の登記申請書には、原則として就任承諾書の添付が必要となります。但し、被選定者が実際に出席していて、席上で就任を承諾した場合には、その旨を議事録に記載することで、就任承諾書の添付を省略することができます。本サンプルは、就任承諾書の添付を省略することができる前提でこの一文を記載しています。

<sup>3</sup> 社長などの役付取締役について、定款にて設置を義務づけている例がありますが、役付の取締役が改選(再選も含みます。)された場合には、改めて選定し直す必要があります。なお、代表取締役と役付取締役の選定議案の順番は、定款に従うこととなります。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が次に記名押印する。<sup>4</sup>

平成 27 年 5 月 27 日  
ABC 株式会社 取締役会

議 長 代表取締役	鈴木 一郎		
出 席 取 締 役	山田 太郎		
出 席 取 締 役	田中 花子		
出 席 監 査 役	佐藤 正男		

<sup>4</sup> 登記手続との関係で、原則として本議事録には出席役員全員が実印により押印した上で、登記の際には出席役員全員の印鑑証明書を添付する必要があります。但し、変更前の代表取締役が会社代表印にて押印した場合には、実印による押印及び印鑑証明書の添付は不要となりますので、本サンプルはこちらを前提としています。